

広島市広告付き観光サイン整備及び維持管理等業務に関する協定書（案）

広島市（以下「甲」という。）と〇〇会社 〇〇（以下「乙」という。）は、広島市広告付き観光サイン整備及び維持管理等業務（以下「本業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、甲及び乙が対等な立場で、共通の認識を持ち、本業務を遂行するため、必要な事項を定めるものである。

（広告付き観光サイン等の定義）

第2条 広告付き観光サインとは、観光客や市民に提供する情報（案内地図、施設誘導表示、観光情報等。以下「掲出情報」という。）を掲出する設備に、その維持管理、設置、撤去及び移設（以下「維持管理等」という。）に充当する費用を賄うことを目的とした広告物が添加された構造物のことをいう。

2 維持管理とは、広告付き観光サインの清掃、点検、修繕及び掲出情報の更新を行うことにより、その機能を正常に保つことをいう。

3 広告付き観光サインには、甲が必要と認めた場合に限り、本条第1項に記載されたもの以外の設備、情報及び機能を付加することができる。

（本業務の目的）

第3条 広告付き観光サインについて、地図情報の更新を含む維持管理等の費用を広告収入により賄うことにより、サインの良好な維持管理等を行い、観光客への観光情報の発信や利便性の向上を図るため、本業務を実施する。

（法令の遵守）

第4条 乙は、本業務を履行するに当たっては、本協定の定めのほか、労働関係諸法、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）その他関係法規を遵守するとともに、法令上の全ての責任を負う。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。

2 前項の有効期間については、甲乙協議の上、延長することができる。

（広告付き観光サインの設置）

第6条 乙は、甲乙協議の上決定した設置箇所に広告付き観光サインを設置する。

2 前項の設置箇所について、地下埋設物その他現場の状況等によって設置が困難となる場合は、甲乙協議の上設置箇所を変更する。

- 3 乙は、広告付き観光サインの設置工期短縮のために、担当部局との緊密な関係の保持と連携に努める。
- 4 乙は、広告付き観光サインの設置により影響を与えた植栽帯や路面等の箇所（以下「設置影響箇所」という。）における必要な部分の原状回復（広告付き観光サイン設置場所を設置前の状態に戻すことをいい、広告付き観光サインの設置に当たり撤去した観光サインの取扱いについては、復旧を原則とするが、甲乙協議の上決定する。以下同じ。）や、設置により生じた廃材の除去を乙の費用で行うなど、設置影響箇所を良好な状態とする。
- 5 乙は、広告付き観光サインに必要な電源等の申請を行う。
- 6 乙は、広告付き観光サインの設置を完了した場合は、その旨を甲に通知しなければならない。

（広告付き観光サインの維持管理）

- 第7条 乙は、広告付き観光サインについて、恒常的に美観を保つよう、甲乙協議の上定める方法等により清掃を実施する。
- 2 乙は、広告付き観光サインについて、常にその機能を正常に保つよう、甲乙協議の上定める方法等により点検を実施する。
 - 3 乙は、広告付き観光サインについて、破損等の事態が生じた際には、速やかに修繕等の対応を行うとともに、関係者に報告する。
 - 4 乙は、広告付き観光サインに掲出する案内地図について、原則として年に1回以上、内容の更新を行う。ただし、緊急時には甲乙協議の上、必要な対応を取らなければならない。なお、案内地図以外の情報については、更新の必要が生じた場合に、甲乙協議の上対応する。

（広告付き観光サインの撤去及び移設）

- 第8条 乙は、本協定の有効期間満了後、設置した広告付き観光サインを撤去し、原状回復しなければならない。
- 2 乙は、広告付き観光サインを廃止するときは、設置した広告付き観光サインを撤去し、原状回復しなければならない。
 - 3 本協定の有効期間が満了する際に、乙が第5条第1項に定める有効期間内にいずれかの広告付き観光サインを撤去及び原状回復しない場合、甲はかかる広告付き観光サインを撤去し、原状回復を行い、それらに要した合理的な費用について、乙に請求することができる。
 - 4 本協定の期間中のいずれかの時点において、広告付き観光サインの撤去又は移設が必要となった場合には、次のとおり対応する。
 - (1) 乙は、広告付き観光サインの撤去又は移設の要望を甲以外からは受け付けず、第三者から要望があった場合は、当該第三者に対し、甲と協議するよう促すものとする。
 - (2) 道路管理者及び交通管理者からの要請又は避けられない理由により撤去又は移設が必要となる場合は、乙はこれを受忍し、速やかに乙が自己の費用と責任において撤去又は移設を実施する。

- (3) 前号の規定により移設する場合、甲は、有効な移設先の選定について、乙に対し、最大限の支援を行う。

(報告書の提出)

第9条 乙は、毎月10日までに、前月1日から末日までの期間に実施した維持管理等の内容をまとめた報告書を甲に提出しなければならない。

(広告物に関する遵守事項)

第10条 広告付き観光サインに添加する広告物については、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 広告物の色彩等は、信号機又は道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げるものではないこと。また、広告物は、音声をを用いたものではないこと。
- (2) 広告物は、反射材料式ではないこと。
- (3) 広告物の表示内容は、公序良俗に反するものではないこと。
- (4) 広告物は、広島市屋外広告物条例に基づく許可を受けたものであること。
- (5) 同条例による禁止地域や禁止物件などの広告物の設置についての制限や、景観形成広告整備地区における広告物景観形成指針などの広告内容・色彩等の制限など、同条例等の規制内容に抵触しないものであること。
- (6) 動画による広告物は原則として認められないが、道路交通等への影響について検証を行った上で、道路の安全、円滑な交通に支障を及ぼすおそれがないと関係機関が認める場合に限り、掲出を認めることがある。
- (7) 広告物の表示に当たっては、乙が本市へ屋外広告物許可申請等を行うこと。また、景観形成広告整備地区においては、「景観法に基づく届出等に係る事前協議に関する取扱要綱」の規定に基づき、乙が本市へ事前協議を行うこと。

(広告内容の事前協議)

第11条 乙は、広告付き観光サインに掲出を予定している広告物のデザインを、掲出予定日の原則3週間前までに、甲に協議しなければならない。

- 2 甲は、乙に対し、前項の広告物のデザインに関する意見を直接述べるができるものとし、乙は、当該意見に関し誠実に対応しなければならない。
- 3 前項の意見は、次に掲げる指針によるものとする。

(1) 広告内容に関する基本的遵守事項

- ア 人を人種、信条、性別、身体的特徴等により差別する等、人権侵害又は名誉毀損に当たる広告としないこと。
- イ 暴力、わいせつ性を連想させる等青少年の健全育成に反する広告としないこと。
- ウ 酒その他飲用等に注意を要するものについては、その旨を明示すること。
- エ 輝度が激しく変化する広告物は掲出しないこと。

(2) 広告デザインに関する努力事項

- ア 視覚的デザインに配慮し、文字を手段とする情報は最小限にとどめること。

イ 情報過多としないこと。

ウ 誘目性の強い高彩度の色（黄、赤黄、赤等）の使用を抑えること。

- 4 前3項に基づく事前協議の実績を踏まえ、広告物が適切に掲出されていると甲が認めた場合、甲は、前項の指針に基づき乙が作成し甲が了承するガイドラインを別途定めることにより、乙が掲出する広告物については、第1項に基づく協議を要しないこととすることができる。なお、この場合にあっても、甲は、乙に対し、広告物のデザインに関する意見を直接述べるができるものとし、乙は、当該意見に関し誠実に対応しなければならない。

（広告内容に関する責任）

第12条 乙は、広告内容について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 広告内容に関する一切の責任は乙が負うものとし、甲は一切の責任及び負担を負わないものとする。
- (2) 広告内容が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告内容に関する財産権の全てにつき合理的な権利処理が完了していることについて、乙が保証すること。
- (3) 甲に対して第三者から広告活動に関連して被害を被ったという申し出がなされたときは、乙の責任及び負担において解決するものとし、甲は一切の責任及び負担を負わないものとする。ただし、その損害の発生が、乙又は広告主の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。
- (4) 広告内容により甲が受けた全ての損害については、乙が補償すること。
- (5) 広告内容について、同一の点につき相当数の市民等から苦情が寄せられた場合、乙の費用と責任において、当該広告物の撤去又は差替えを行わなければならない。

（広告収入の充当）

第13条 広告付き観光サインに添加される広告物による広告収入は、本業務における広告付き観光サインの整備又は維持管理等に係る費用に充当する。なお、広告物の占用に当たっては、広告料が地域活動等に要する費用の一部に充当されることを前提とするものであることにかんがみ、乙が、自ら積極的に広告料の収支状況を公開するなど透明性を確保するとともに、広告料が観光サインの整備又は維持管理に要する費用の一部に充当されている旨を併せて表示するなど他の道路利用者の理解が得られるよう配慮すること。

- 2 乙は、広告付き観光サインについて、第3条の目的を達成するために必要な維持管理等を実施した上で、なお余剰となった広告収入については、自己の収入とすることができる。

（広告付き観光サインの所有権と占用主体等）

第14条 広告付き観光サインの所有権については、乙に帰属するものとする。

- 2 甲は、本業務で整備する広告付き観光サインについて、添加される広告物以外の部分を乙から無償で借り受ける。
- 3 前項で甲が借り受けた部分を使用する権利は、当該広告付き観光サイン設置時における費用負担関係を問わず、甲が有する。

- 4 広告付き観光サインの整備は、観光客及び市民を目的地まで適切に案内・誘導するとともに、広く周辺施設や交通機関の情報を提供するなど、公共的な目的を有しているため、第2項により甲が借り受けた部分については、甲が占用主体となり、道路占用許可申請等を行う。
- 5 添加される広告物については、乙が占用主体となり、道路占用許可申請等を行う。
- 6 広告付き観光サインを廃止するときは、当該広告付き観光サインに添加される広告物の道路占用許可及び道路使用許可も廃止する。

(費用負担)

第15条 本業務を遂行するために必要となる費用負担については、次のとおりとする。

- (1) 広告付き観光サインの維持管理等に係る全ての費用については、原則として乙の負担とする。
- (2) 添加される広告物の道路占用料及び屋外広告物等表示・設置許可申請手数料等については、乙の負担とする。
- (3) 広告付き観光サインの消費電気料金については、乙の負担とする。
- (4) 費用負担について疑義が生じた場合は、甲乙双方誠意をもって協議し、甲が決定することとする。

(安全配慮等)

第16条 原則として、広告付き観光サインの構造等については次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 広告付き観光サインの設置により発生するおそれのある交通事故等を防止するための安全策が十分に講じられているものであること。特に、広告付き観光サイン最下部と道路路面との間に適当な間隔を確保してあること。
 - (2) 広告付き観光サインの材質及び形状は、相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なものとし、倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により美観を損ない、又は公衆に危険を与えるおそれのないものであること。
 - (3) 広告付き観光サインは、一体的な構造であること。
 - (4) 広告付き観光サインの構造及び機能は、歩行者が注視することで著しく路上に滞留し、又は車両の運転者が注視することでその運転や速度に影響を及ぼすことにより、交通に支障を生じさせるおそれのないものであること。
 - (5) 広告付き観光サインの構造は、掲出情報や広告物の更新作業に際して、交通に支障を及ぼすおそれのないものであること。
- 2 甲は、乙に対して、前項についての指導又は助言を行うことができる。

(構造上の保全)

第17条 甲及び乙は、相手方の書面による事前の同意なく広告付き観光サインを改造してはならない。

(改修)

第 18 条 広告付き観光サインに用いられている部品が度重なる故障その他の理由により経済的に合理的でないことが明らかになった場合、その取扱いについて、甲乙協議の上決定する。

2 甲又は乙が、広告付き観光サインの改修を希望する場合、相手方の書面による承諾を得なければならない。

3 前項に基づき改修する場合、乙が改修作業を実施し、その費用は、改修を希望した者が負担する。

(破壊行為)

第 19 条 甲及び乙は、破壊行為や騒乱による広告付き観光サインの滅失又は損傷を知った場合は、直ちに相手方に通知する。この場合、乙は、広告付き観光サインの所有権者及び管理者として、自己の費用において修繕又は再設置などの対応を行う。

(賠償責任)

第 20 条 乙又は乙の従業員若しくは請負業者が、広告付き観光サインの設置、使用及び維持管理上の過失によって甲又は第三者に損害を与えた場合、乙は、当該被害者に対し、賠償責任を負う。甲は、乙に何らかの賠償責任が生じうる事案を知った場合、速やかに乙に通知する。

2 甲又は甲の職員若しくは請負業者が乙に対し損害を与えた場合、甲は、乙に対し、賠償責任を負う。

3 前 2 項に規定される責任は、甲乙間においては、間接的な損失、誘発的な損失、逸失利益及びその他金銭的損失は除外されるものとする。

4 乙は、本協定期間中、乙が設置する広告付き観光サインに対して、日本の保険会社による「事業者賠償責任保険」を付保しなければならない。

(権利義務の譲渡制限等)

第 21 条 乙は、本協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合及び破産手続開始等の理由により乙が本業務を継続することが困難であると認められる場合は、この限りではない。

2 乙は、本業務の全部又は一部を第三者に請け負わせ、若しくは委任してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

3 乙は、前項の規定にのっとり、本業務の一部を第三者に請け負わせ、又は委任する場合は、下請契約等（委託業務の全部又は一部について締結される下請契約又は再委任契約をいい、当該全部又は一部の委託業務に係る下請契約又は再委任契約が数次にわたる場合は、それぞれの下請契約又は再委任契約をいう。以下同じ。）の締結に際し、次の各号に該当する者がその当事者として選定されることがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(1) 物品等に係る契約の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 9 年 9 月 12 日施行）第 6 条第 1 項各号（第 3 号を除く）、第 6 条の 2 第 1 項又は第 6 条の 3 第 1 項若しくは

第2項（同要綱第6条の3第1項又は第2項の場合にあつては、同要綱第6条第1項第1号の規定に相当する部分に限る。）の規定その他これらに類する甲が定める要綱等の規定（これらに準じ、又はその例によることとされる場合を含む。）により、本市競争入札参加資格の取消しを受けた者で、本市競争入札に参加することができない期間を経過しないもの

(2) 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成8年4月1日施行）第2条第1項又は第3条（広島市小規模修繕契約希望者登録制度実施要領（平成16年12月1日施行）第12条において、これらの規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により指名停止の措置を受けた者で、当該指名停止の期間を経過しないもの

(3) 暴力団（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（昭和62年11月1日施行）第2条第1項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等（同要綱第2条第2項に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）、暴力団等経営支配法人等（同要綱第2条第3項に規定する暴力団経営支配法人等及び同条第4項に規定する被公表者経営支配法人等をいう。以下同じ。）又は暴力団関係者（同要綱第2条第5項に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）である者

4 乙は、前項第3号に掲げる者に該当するものを、資材、原材料等の売買その他の契約（業務を履行するために、乙が行う資材、原材料等の売買その他の契約（下請契約等を除く。）をいう。以下同じ。）において、その相手方又は代理若しくは媒介をする者として選定することがないように、必要な措置を講じなければならない。

5 乙は、前3項の規定にのっとり、自ら下請負人（下請契約等の申込みを承諾した者をいう。以下同じ。）を定め、又は受注者以外の者によって下請負人が定められたときは、直ちに、全ての下請負人の商号又は名称その他必要な事項を甲に通知するとともに、第3項各号のいずれかに該当するものがないことについて、甲の確認を受けなければならない。

（甲の解除権）

第22条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当な期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本協定を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における本業務の不履行が、本協定及び取引上の社会通念に照らし軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、本業務に着手すべき期日を過ぎてもその事業に着手しないとき。
(2) 有効期間内に本業務を完了しないとき又は有効期間経過後相当の期間内に本業務を完了する見込みがないと認められるとき。

(3) 前各号又は次項の各号に掲げる場合のほか、本協定に違反したとき。

2 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本協定を解除することができる。

(1) 本業務を甲が直接行う必要が生じたとき。

(2) 前条第2項から第4項までの規定に違反したとき。

(3) 乙が本業務を完了させることができないことが明らかであるとき。

(4) 乙が本業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(5) 乙の本業務の一部の履行が不能である場合又は乙が本業務の一部の履行を拒絶する意

思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは協定をした目的を達することができないとき。

- (6) 本業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ協定をした目的を達することができない場合において、乙が履行しないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、乙が本業務の履行をせず、甲が前項の催告をしても協定をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 暴力団、暴力団員等、暴力団等経営支配法人等又は暴力団関係者に本協定より生じる権利又は義務を譲渡し、又は承継させたとき。
- (9) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 警察等捜査機関からの通報等により、乙が暴力団、暴力団員等、暴力団等経営支配法人等又は暴力団関係者であることが判明したとき。

イ 下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約の締結に際し、その相手方となる事業者が、暴力団、暴力団員等、暴力団等経営支配法人等又は暴力団関係者であることを知りながら、当該事業者と当該下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約を締結したと認められるとき。

ウ 乙が締結した下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約の相手方である事業者が、暴力団、暴力団員等、暴力団等経営支配法人等又は暴力団関係者であることが警察等捜査機関からの通報等により判明した場合（イに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

- 3 乙は、第1項又は前項第2号から第9号までの規定による協定の解除により損害を受けることがあっても、その損害の賠償を甲に請求することはできない。
- 4 第1項各号又は第2項第2号から第9号までに掲げる事項が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、第1項又は第2項の規定による協定の解除をすることができない。

（解除後の処理）

第23条 乙は、前条の規定により本協定が解除された場合は、解除の日までに履行した本業務の内容を、書面をもって甲に報告しなければならない。

（広告物の添加の中止）

第24条 乙が、広告付き観光サインに広告物を添加することを中止する場合は、速やかに乙が自己の費用と責任において当該広告付き観光サインを撤去し、原状回復を行う。ただし、広告物の添加の中止が道路管理者等からの要請など避けられない理由による場合は、この限りではない。

（守秘義務）

第25条 乙は、本業務の履行に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。本協定の終

了後及び解除後も、同様とする。

(その他の条件)

第 26 条 本協定の変更は、甲及び乙の代表者によって記名押印された文書によって行う。なお、変更の内容が道路管理等に影響を及ぼすものである場合は、あらかじめ道路管理者等と協議し、その承諾を得るものとする。

(協定締結に係る費用負担)

第 27 条 甲及び乙は、本協定の締結に至るまでに要した費用を各々負担する。

(準拠法及び合意管轄)

第 28 条 本協定の準拠法は日本法とし、同法によって解釈される。

2 甲及び乙は、本協定から生ずる権利義務について紛争が生じた場合、誠意をもって協議し、円満にこれを解決するものとする。協議により解決ができない場合、裁判管轄は日本国のみにあるものとし、広島地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(協議義務)

第 29 条 本協定の解釈について疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、その解決のために甲乙双方誠意をもって協議する。

この協定の締結を証するため本書 2 通を作成し、甲・乙記名押印の上、各その 1 通を保有する。

令和〇年〇月〇日

甲

所在地 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号

名 称 広島市

代表者 広島市長 松井 一實

乙

所在地 〇〇市〇区〇〇ー〇

名 称 〇〇会社〇〇

代表者 代表取締役 〇〇 〇〇